

議案第50号

阿見町国民健康保険税条例の一部改正について

阿見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和4年6月7日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

阿見町国民健康保険税条例(昭和41年阿見町条例第9号)の一部を次のように改正する。
附則第15項中「令和2年度分及び令和3年度分」を「令和3年度分及び令和4年度分」に、「令和3年4月1日から令和4年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和5年3月31日まで」に、「令和3年3月」を「令和4年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、改正後の阿見町国民健康保険税条例の規定は、令和4年4月1日から適用する。

阿見町国民健康保険税条例新旧対照表

現行	改正後	備考
<p>附 則 1～14 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免)</p> <p>15 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、<u>令和2年度分及び令和3年度分</u>の国民健康保険税（<u>令和3年4月1日から令和4年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、<u>令和3年3月</u>以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>16・17 (略)</p>	<p>附 則 1～14 (略)</p> <p>(新型コロナウイルス感染症の影響により収入の減少が見込まれる場合の国民健康保険税の減免)</p> <p>15 町長は、次の各号のいずれかに該当する世帯に対し、<u>令和3年度分及び令和4年度分</u>の国民健康保険税（<u>令和4年4月1日から令和5年3月31日</u>までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）が設定されているものに限り、被保険者の資格の取得に係る届出を14日以内に行わなかったことにより、<u>令和4年3月31日</u>以前の納期に係る納期限が同年4月1日以後に定められているものを除く。）を減免することができる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>16・17 (略)</p>	

議案第 50 号説明資料

【条例改正の概要】

新型コロナウイルス感染症の影響により、世帯の主たる生計維持者の収入の減少が見込まれる納税義務者の国民健康保険税の減免について、国通知に基づき阿見町国民健康保険税条例において所要の改正を行うもの。

【主な改正点】

令和 4 年度の減免の対象とする国民健康保険税を、令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に普通徴収の納期限（特別徴収の場合にあっては、特別徴収対象年金給付の支払日）のある令和 3 年度分及び令和 4 年度分とする。